

尾北看護専門学校運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の要請としての広域的な医療の向上と共に、今後到来する高齢化社会に対応するためのマンパワーの確保を図るため、一般社団法人尾北医師会（以下「尾北医師会」という。）が開設している尾北看護専門学校の運営に係る補助に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助額)

第2条 補助の対象となる事業は、尾北医師会が実施する尾北看護専門学校運営事業とし、その実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費について補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請するときは、尾北看護専門学校運営費補助金交付申請書（様式第1）により、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、尾北医師会に尾北看護専門学校運営費補助金交付決定通知書（様式第2）により速やかに通知するものとする。

(補助事業内容の変更)

第5条 尾北医師会が当該決定に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更承認申請書（様式第3）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第6条 尾北医師会は、補助金交付決定通知書の送付があったときは、請求書に補助金交付決定通知書の写し（代表者原本証明のもの）を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付

するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた尾北医師会は、看護学校運営事業の遂行のため補助金を必要とするときは、交付決定額の範囲内において補助金の前金払を請求することができる。

(実績報告書)

第8条 尾北医師会は、毎年3月31日までに補助事業を完了するものとし、事業完了後、10日以内に実績報告書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、尾北医師会が次の各号に該当する行為を行ったときは、補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び補助金交付の決定に付した条件、その他法令等に違反したとき。

(2) 当該補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(証拠書類の整理及び保管)

第10条 尾北医師会は、補助事業に係る経理及び事業内容を明らかにする証拠書類の整理及び保管をしなければならない。

(報告等)

第11条 市長は、尾北医師会に対し、補助事業に関して必要な報告を求め、関係帳簿等の検査をすることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。